

# 第6

## 公園等に係る防犯上の留意事項

### 1. 基本事項

- 公園、児童遊園、広場等（以下「公園等」という。）の建設、改修等に当たっては、計画地の条件や周辺地域の状況等を把握し、基本原則を踏まえた上で、公園等の利用特性、管理体制等を勘案しつつ、公園施設や植栽等の配置計画、基本設計等を検討する。
- 防犯性の向上に当たっては、公園に必要な性能とのバランス、経済性等を総合的に判断した上で実施する。

#### (1) 計画地の条件、周辺地域の状況等の把握

- 公園、児童遊園、広場等（以下「公園等」という。）の建設、改修に当たっては、企画・計画の段階から防犯の視点を位置づけ、計画地の条件や周辺地域の状況等を把握する。
- 計画地の条件や周辺地域の状況等の把握に当たっては、防犯の視点を重視し、公園の規模や形態、隣地及び周辺地域における土地利用、地域コミュニティの活動等から、防犯に係る状況や特性を把握する。
- 必要に応じて、警察等の協力を得て、当該公園等及び周辺地域における犯罪発生状況や犯罪特性、動向等を把握する。ただし、その場合には、被害者のプライバシーに十分に配慮する必要がある。

#### (2) 防犯性向上の基本方針の検討

- 公園施設や植栽等の配置計画や基本設計等の検討に当たっては、基本原則を踏まえた上で、公園等の規模、利用特性、管理体制等を勘案しつつ、当該公園等とその周囲における防犯性向上の基本方針を検討する。併せて、防犯性向上のための管理のあり方や公衆便所等における緊急通報装置等の効果的な設備の活用等を検討する。
- 公園等においては、周囲からの見通しと照明の確保（監視性の確保）が防犯上重要であり、公園内の配置計画等を工夫する必要がある。また、公園に対する周辺住民の親しみが高まるように、公園の計画や管理方法を工夫することや、公園の利用機会が増え、コミュニティ形成が促進されるように公園の維持管理計画や利用計画等を工夫することも重要である。

#### (3) 総合的な観点からの実施

- 防犯性の向上に当たっては、公園や植栽等の機能、景観の形成、経済性等を総合的に判断した上で実施する必要がある。また、公園の各施設等（柵、門扉、灯具、遊具、植栽等）の保守、維持管理も防犯性の向上にとって重要で

---

あり、そのことに留意する必要がある。

- また、地域住民等が愛着を持って利用し、自発的に維持管理に参加するような公園等は、犯罪の抑制にも効果的であることにも留意し、魅力と親しみのある公園となるように設計する必要がある。



共同住宅の住棟に囲まれ、見通しを確保した公園

## 2. 見通しの確保

公園等の出入口、通学路や通勤路等に利用される主要な園路、児童の遊び場等は、その位置や植栽等に配慮し、周囲の道路等からの見通しが確保されたものとする。

### (1) 公園等に係る見通しの確保

#### ① 出入口等における見通しの確保

- 公園等の出入口及び公園等に付属する駐車場・駐輪場等は、周囲の道路又は住宅等からの見通しが確保されたものとする。

#### ② 主要な園路における見通しの確保

- 通学路や通勤路等に利用される主要な園路（以下「主要な園路」という。）は、その位置や植栽等に配慮し、見通しが確保されたものとする。
- 当該園路の整備に当たっては、周辺環境、夜間等の時間帯による利用状況及び管理体制等を踏まえて、特定の園路に動線が集中するように配置することが望ましい。
- エレベーターを設置する場合は、第4-4のエレベーターの項を参照し、必要な措置が講じられたものとする。

#### ③ 児童の遊び場における見通しの確保

- 児童の遊び場は、その位置や植栽等に配慮し、周囲の道路、主要な園路又は周囲の住宅等からの見通しが確保されたものとする。
- 遊具の整備に当たっては、できる限り死角の原因とならないように留意して配置する。

### (2) 植栽に係る見通しの確保

#### ① 植栽の樹種と配置

- 公園等の出入口、主要な園路、児童の遊び場等の周辺に植栽を配置する場合は、繁茂により死角が生じないように、高木と低木をバランスよく配置して、視線の高さにおける見通しを確保する。また、公園灯等による照明の確保を妨げないように配置する。

#### ② 植栽の繁茂の管理

- 公園等の植栽については、枝葉が繁茂して、主要な園路、児童の遊び場、公衆便所等の周辺における見通しや照明の確保を妨げないよう、適時に点検するとともに、必要に応じて剪定等の管理を行うことが望ましい。

### 3. 照明の確保

公園等の照明は、夜間の利用特性や管理体制、周辺状況等を踏まえつつ、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度を確保できるものとする。

#### (1) 公園等における照明の確保

- 公園等の主要な園路等の照明については、夜間等の時間帯による利用特性及び管理体制、周辺状況等を踏まえつつ、公園灯を適切に組み合わせ、夜間において人の行動を視認できる程度の照度（概ね3ルクス以上の平均水平面照度）を連続して確保する。
- また、植栽によって照明の確保が妨げられないように留意するとともに、灯具の汚れやランプ自身の光束低下による照度の低下に留意する。

#### (2) 公園等の周囲の道路における照明の確保

- 公園等の周囲の道路照明については、光害に留意しつつ、道路灯、公園灯、防犯灯等を適切に組み合わせ、夜間において人の行動を視認できる程度の照度（概ね3ルクス以上の平均水平面照度）を連続して確保する。
- 公園周囲の道路が暗い場合で、公園灯や防犯灯等の増設が困難な場合には、沿道住民の理解と協力を得て、門灯や玄関灯等の活用を検討することが望ましい。



公園灯の例

## 4. 犯罪企図者の接近の制御

公園等及びその周囲の住宅等については、その特性や周辺状況等から管理上必要な範囲において、犯罪企図者の接近の制御に有効な措置が講じられたものとする事が望ましい。

### (1) 公園内への接近の制御

- 公園等は、周囲に対して開放的にすることが基本である。しかし、公園の特性や規模、周辺状況等から、夜間等の時間帯において管理上利用を制限する必要がある場合は、植栽や柵、門扉等の設置等、犯罪企図者の接近の制御に有効な措置が講じられたものとする事が望ましい。
- 公園等におけるオートバイ又は自動車等を使った犯罪行為や迷惑行為については、公園等の出入口等に車止め等を設置することにより抑止を図ることが有効とされている。



公園の出入口に車止めを設置した例

### (2) 周囲の住宅等への接近の制御

- 公園等の周囲の住宅等においては、公園等から接近する場合があることから、公園の利用特性や周辺状況等を踏まえつつ、敷地境界における植栽や柵等により犯罪企図者の接近を制御することを検討する。

---

## 5. 公衆便所

公園等に設置される公衆便所は、周囲からの見通しが確保された位置に設置され、その出入口付近及び内部においては、人の顔や行動を明確に識別できる程度以上の照度を確保できるものとする。

### (1) 公衆便所の位置

---

- 公園等に設置される公衆便所は、周囲の道路、公園の出入口、主要な園路等から近い場所等、周囲からの見通しが確保された位置に設置する。



公園の出入口に設置した公衆便所の例

### (2) 公衆便所における照明の確保

---

- 公園等に設置される公衆便所の出入口付近及び内部は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度の照度（概ね50ルクス以上の平均水平面照度）を確保できるものとする。

### (3) 公衆便所における緊急通報装置の設置

---

- 公園等に設置される公衆便所は、危険を外部に知らせるために、赤色回転灯や防犯ベル等の緊急通報装置が設置されていることが望ましい。緊急通報装置は、突然の身体の不調に対処する上でも有効である。

# 第7

## 駐車・駐輪場に係る防犯上の留意事項

### 1. 基本事項

- 一般公共の用に供する駐車場（駐車場法でいう駐車場。以下「駐車場」という。）及び駐輪場（オートバイ置場を含む。以下同じ。）の建設、改修に当たっては、計画地の条件や周辺地域の状況等を把握し、基本原則を踏まえた上で、駐車場及び駐輪場の利用特性、管理体制等を勘案しつつ、配置計画及び各部位の設計等を検討する。
- 防犯性の向上に当たっては、駐車場及び駐輪場に必要性能とのバランス、経済性等を総合的に判断した上で実施する。

#### (1) 計画地の条件、周辺地域の状況等の把握

- 一般公共の用に供する駐車場（駐車場法でいう駐車場。以下「駐車場」という。）及び駐輪場（オートバイ置場を含む。以下同じ。）の建設、改修に当たっては、企画・計画の段階から防犯の視点を位置づけ、計画地の条件や周辺地域の状況等を把握する。
- 計画地の条件や周辺地域の状況等の把握に当たっては、防犯の視点を重視し、周辺地域における土地利用、交通の動線、夜間照明の状況等から、防犯に係る状況や特性を把握する。
- 必要に応じて、警察等の協力を得て、周辺地域における犯罪発生状況や犯罪特性、動向等を把握する。ただし、その場合には、被害者のプライバシーに十分に配慮する必要がある。

#### (2) 防犯性向上の基本方針の検討

- 駐車場及び駐輪場の配置計画や各部位の設計等の検討に当たっては、基本原則を踏まえた上で、駐車場及び駐輪場の利用特性、管理体制等を勘案しつつ、当該駐車場及び駐輪場の防犯性向上の基本方針を検討する。
- 併せて、防犯性向上のための管理のあり方や緊急通報装置等の効果的な設備の活用等を検討する。

#### (3) 総合的な観点からの実施

- 防犯性の向上に当たっては、災害や事故に対する安全性の確保や街並みの形成、経済性等を総合的に判断した上で実施する必要がある。

## 2. 屋外駐車場

屋外に設置される駐車場は、道路等から見通しが確保され、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度を確保できるものとする。

### (1) 道路等からの見通しの確保

- 屋外に設置される駐車場（以下「屋外駐車場」という。）は、道路等から見通しが確保された位置に配置する。塀、柵又は垣等を設置する場合は、それらが周囲からの死角の原因とならないように留意する。
- 駐車場の形状や建物との位置関係等により、やむを得ず周囲からの見通しが確保されない場合にあつては、ミラーや防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施する。



周囲からの見通しが確保された駐車場の例

### (2) 屋外照明の確保

- 屋外駐車場の照明は、夜間等の時間帯による利用状況や光害に留意しつつ、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（概ね3ルクス以上の平均水平面照度）を確保できるものとする。

### (3) 犯罪企図者の接近の制御

- 屋外駐車場は、立地条件や周辺状況等から犯罪企図者の接近を制御する必要がある場合には、敷地周囲に塀、柵又は垣等を設置することが望ましい。



### 3. 屋内駐車場

屋内及び地下に設置される駐車場は、車両の出入りを管理し、構造上支障のない範囲において見通しを確保するとともに、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保できるものとする。緊急通報装置や防犯カメラ等が設置されていることが望ましい。

#### (1) 車両の出入管理

- 屋内及び地下に設置される駐車場（以下「屋内駐車場」という。）の出入口は、管理人の配置又は自動ゲート管理システム等の設置等により、車両の出入りが管理されていることとする。

#### (2) 見通しの確保

- 構造上支障のない範囲において、駐車場の内部の見通しを確保するとともに、周囲に外部から駐車場の内部を見通すことが可能となる開口部を確保する。地下等構造上周囲からの見通しが困難な場合には、防犯カメラの設置等により見通しを補完する対策を実施する。
- エレベーターを設置する場合は、第4-4のエレベーターの項を参照し、必要な措置が講じられたものとする。

#### (3) 照明の確保

- 屋内駐車場における駐車のために供する床面は、人の行動を視認できる程度以上の照度（概ね3ルクス以上の平均水平面照度）が確保できるものとする。
- 照度の確保に当たっては、壁面の色彩を明るくすることも有効である。

#### (4) 緊急通報装置や防犯カメラ等の設置

- 屋内駐車場は、非常時において押しボタン等により外部に通報又は吹鳴する緊急通報装置が設置されたものとするのが望ましい。
- また、周囲からの自然な視線や管理人の監視を補完するため、防犯カメラ等が設置されていることが望ましい。

#### 注釈)

※ 駐車場法施行令における照度規定：駐車場法施行令第13条では、自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の建築物である路外駐車場の照明装置について、  
○自動車の車路の路面：10ルクス以上  
○自動車の駐車のために供する部分の床面：2ルクス以上と規定している。

## 4. 駐輪場

駐輪場は、道路等からの見通しが確保され、自転車又はオートバイの盗難防止措置が講じられたものとするとともに、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保できるものとする。

### (1) 道路等からの見通しの確保

- 駐輪場は、道路等から見通しが確保された位置に配置する。塀、柵又は垣等を設置する場合は、それらが周囲からの死角の原因とならないように留意する。
- 駐輪場の形状や建物との位置関係等により、やむを得ず周囲からの見通しが確保されない場合にあっては、ミラーや防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施する。
- 屋内に設置する場合には、構造上支障のない範囲において、駐輪場の内部の見通しを確保するとともに、周囲に外部から駐輪場の内部を見通すことが可能となる開口部を確保する。地下等構造上周圍からの見通しが困難な場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施する。
- エレベーターを設置する場合は、第4-4のエレベーターの項を参照し、必要な措置が講じられたものとする。

### (2) 犯罪企図者の接近の制御

- 駐輪場は、チェーン用バーラック、サイクルラック等の設置等、自転車又はオートバイの盗難防止に有効な措置が講じられたものとする。
- 計画地の条件や周辺状況等を勘案し、犯罪企図者の接近を制御する必要がある場合には、外周に塀、柵又は垣等を設置するなど、接近の制御に有効な措置を講じたものにするのが望ましい



チェーン用バーラック

---

### (3) 照明の確保

---

- 駐輪場の照明は、夜間等の時間帯による利用状況や光害に留意しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度（概ね3ルクス以上の平均水平面照度）を確保できるものとする。

### (4) 緊急通報装置等の設置

---

- 屋内に設置される駐輪場は、非常時において押しボタン等により外部に通報又は吹鳴する装置が設置されたものとするのが望ましい。
- また、周囲からの自然な視線や管理人の監視を補完するため、防犯カメラ等が設置されているのが望ましい。